

税務の無料相談のご案内

所得税 の確定申告は、**3月16日(月)まで!**

消費税 の確定申告は、**3月31日(火)まで!**

今年も確定申告のシーズンになりました。所得税の確定申告は3月16日まで、消費税の確定申告は3月31日までとなっております。

当所では、小規模事業所を対象として確定申告や決算書の作り方について、各関係機関のご協力により下記の通り『税の無料相談』を行いますので、お気軽にご利用下さいますようご案内いたします。(帳簿等はきちんと整理されてからお越し下さい。)

☆ 光商工会議所主催による、所得税・消費税申告書の個別指導

月 日	時 間	税理士名	場 所
3月2日(月)	10時～16時 (受付9時～15時30分)	藤村 有史・河村 裕司 森永 敏夫 税理士	光商工会議所
3月3日(火)	10時～16時 (受付9時～15時30分)	伊達 信哉・森永 晃仁 久保田 肇 税理士	光商工会議所

※この税務相談の対象者は、前年度決算書の差引金額(専従者給与控除前の金額)が600万円以内の方、また消費税の課税標準額7,000万円以内の方となっておりますので、それ以外の方は直接税務署の方へご相談願います。

※当日は、申告書・決算書類(前年度決算書類を含む)・控除される証明書(国民年金、国民健康保険、損害・生命保険)・印鑑等ご持参の上、できるだけ確定申告の提出を済ませましょう。

※土・日曜日は、行政機関の休日の日となっており、税務署の窓口では執務を行っておりませんので、確定申告書の提出を希望される場合は、各税務署に設置の時間外文書収受箱又は郵送をご利用下さい。

<当日ご持参いただくもの>

- ・“マイナンバーカード” または “通知カードと身元確認書類”
- ・印鑑

当日会場では、マイナンバーの取り扱いに関する同意書に署名・捺印いただくことがあります。

主催：光商工会議所・光中小企業相談所 共催：光青色申告会

光市島田4丁目14-15 TEL 71-0650